

他市が実施している融資あっせん制度の取組みについて

今後の融資あっせん制度のあり方について、下記の事例を参考に議論する。

記

- 1 事業活性化支援資金について（中野区）
- 2 経営改善借換融資制度について（江戸川区）
- 3 制度融資「都小口」との補助併用について（調布市）

2017年度 中野区産業経済融資

『事業活性化支援資金』のご案内

事業の活性化を目的として、「事業承継」や「事業転換」、「事業多角化」に取り組む区内の中小企業に低利な資金をあっ旋します。また、区内の商店会に加入し、商店街で事業展開する場合には、利子補給利率を上乗せ優遇し、本人負担利率を無利子で利用できます。

この資金を申し込むためには、区が指定する事業計画書の提出や、商工相談員による面談審査を受ける必要があります。

融資の条件

資金の種類	資金使途	貸付限度額	償還期間 (うち繰上返済期間)	本人負担利率	利子補給利率
事業活性化支援資金	設備 運転 併用	1500万円	7年以内 (6か月以内)	0.4%	1.5%
商店街出店者優遇				無利子	1.9%

利用要件

- ◆中野区内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営んでいること。
法人の場合は、中野区内に本店登記及び営業活動の実態があること。
個人の場合は、中野区内に主たる事業所があり、営業活動の実態があること。(中野区内に住民登録があれば事業所が中野区外でも利用できます。)
※1期以上申告を行っていることも条件となります。
※主たる事業内容がICT・コンテンツ関連業の事業者については、中野区内での事業実績が1年未満であっても利用できます。
- ◆確定申告をしており、融資あっ旋の申込みをする日までに納付すべき住民税等を完納していること。
- ◆許認可を要する事業を営んでいる場合は、その許認可を受けていること。
- ◆事業の活性化に資する資金として、次のいずれかの内容を目的とするもの。

①事業承継

5年以内に事業承継(※1)を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む、または事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化に取り組む。

(※1)事業承継とは被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡することをいいます。

②事業転換

現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業(※2)に取り組む。

③事業多角化

現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業(※2)に取り組む。

(※2)新たな事業とは、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なる事業をいいます。

- ◆商店街出店者優遇を利用する場合は、区内商店街に出店し、区が指定する商店会に加入していること。
- ◆東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
※農業、金融・保険業(損保・生保代理店を除く)、一部の遊興娯楽業等は対象外です。
- ★中野区の「事業活性化支援資金」の①事業承継の要件を満たし、かつ、東京都の「経営支援融資(事業承継)」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。
- ◆現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

手続きのながれ

①受付

～産業振興センター2階 融資受付窓口～

利用要件の確認を行い、商工相談の予約を受け付けます。

②商工相談

～産業振興センター2階 商工相談室

初回の相談では、商工相談員（中小企業診断士）が現在の事業の概要や今後の事業展開についてうかがいます。その後、資金の利用目的に応じ、相談を重ねながら「事業活性化計画書」（区所定用紙）を作成していただきます。

なお、事業承継に関する相談につきましては、相談内容に応じて外部の支援機関等をご案内する場合がございます。

③あつ旋申込み

区が「事業活性化計画書」の内容を審査し、融資あつ旋の可否を決定し、お客様にご連絡します。

あつ旋が決定した方は、下記の必要書類等を持参し、産業振興センター2階融資受付窓口であつ旋申込手続きをしてください。申請内容、書類等を確認のうえ、金融機関あてのあつ旋状を発行します。金融機関は、取扱金融機関は（別紙参照）の中からお客様ご自身がお選び下さい。

申込みに必要な書類

1. 中野区産業経済融資あつ旋申込書（所定用紙一窓口でお渡ししてご記入いただきます）
2. 印鑑（個人一区役所に登録している代表者の実印、法人一法務局に登録している代表取締役印）
3. 住民税納税証明書（※該当年度の1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行。該当年度の途中で転居された方は現在お住まいの自治体で証明書が取れない場合がありますのでご注意ください。納期対応表に記載する納期分の完納が確認できるものが必要です。）

申込時期	必要な納税証明の内容（前年度と今年度のもの各1通）
4月～7月	平成27年度と平成28年度
8月～3月	平成28年度と平成29年度

4. 「事業活性化計画書」（区所定用紙）
5. 見積書、契約書等の原本（請負業者の社判が押印・設置先の所在地が記載されているもの。設備資金のみ）
6. 許認可・届出が必要な業種の場合、その許認可証の写し
7. 商店街出店者優遇を利用する場合は、直近の商店会費の領収書写し、または商店会加入証明書（区所定用紙）
8. その他区が指定する書類

④融資申込み

お客様ご自身が取扱金融機関へあつ旋状等をご持参のうえ融資申込み手続きを行ってください。申込みの際に別途審査に必要な書類提出を求められる場合があります。金融機関の手続きにおいて、信用保証協会の保証（有料等）が必要になる場合が一般的です。金融機関が審査の上、融資の可否や返済条件等を決定します。審査の結果、申込み金額を減額されたり、融資を受けられない場合もあります。

ご注意

- ◇資金用途は明確かつ適正であること。生活費、他の借入金の返済、納税のための資金、法人の資本金充当などには利用できません。
- ◇申込金額、あつ旋金額、実行金額は万円単位（千円以下切捨て）です。
- ◇設備の設置先は中野区内に限ります。申込金額は見積書等の範囲内で、支払済みのものは対象になりません。
- ◇商店街出店者優遇を受け、商店街から移転した場合は、移転先が他の商店街でかつ区が指定する商店会に加入したときを除き、利子補給は終了しますのでご注意ください。
- ◇次のケースに該当する場合、その日をもって利子の補助を終了します。
 - ・当初の完済予定日に達した ・繰上完済をした ・代位弁済となった ・事業を廃止した
 - ・法人の場合、営業の本拠を中野区外に移した。個人の場合、営業の本拠及び住民登録を中野区外に移転した
- ◇事業を廃止した、または営業の本拠を移転した場合は、必ず、速やかに金融機関に届出をしてください。

経営改善に取り組む事業者さんを応援します！！

経営改善借換融資制度【区改善】のご案内

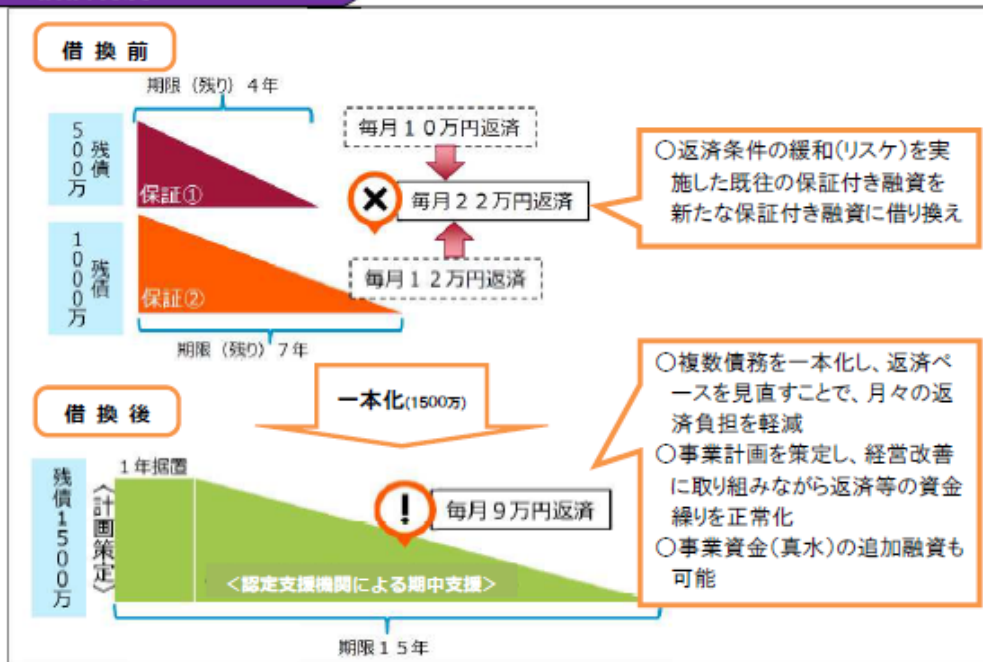
○“リスク”中の債務について、お悩みの事業者さん、借換によって月々の返済負担を少しでも減らしてみませんか？

○“リスク”が続いているために、資金繰りにお困りの事業者さん、借換によって債権を正常化し、新たな融資を受けてみませんか？

借換制度のメリット

- 返済期間は最長15年。月々の返済負担を低く抑えることができます！
- 東京信用保証協会付き融資なら、区の制度融資に限らず、東京都の制度融資等の融資も借換えできます！
- 区から信用保証料の全額補助と利子の一部について補給を行います！

借換制度のイメージ



【裏面に続きます】

制度要件

制度名	あっせん融資「経営改善借換融資」 略称〔区改善〕
事業者要件	① 経営改善計画の策定と認定支援機関（取扱い金融機関等）の承認 ② 条件変更中の信用保証協会付き融資案件のある事業者 ③ 区あっせん融資の利用資格※のある事業者
借換対象融資	① 東京信用保証協会付き融資（区・都のあっせん融資以外も可） ② 借換対象に返済条件変更中の案件を1件以上含む ③ 取扱金融機関の同意により他の金融機関債務の借り換えも可能
融資限度額	既存債務の残高＋既存債務の残高の20％ （ただし上限5,000万円まで）
返済期間	最長15年以内（据置期間1年）
返済方法	元金均等
あっせん利率	返済8年以内 2.0％ 返済8年超 2.3％
利子補給	返済8年以内 0.5％（本人負担1.5％） 返済8年超 0.8％（同）
信用保証料	当該融資分全額補助

利用資格※：①区内に1年以上住所を有する事業者で、かつ区内で同一事業を引き続き営んでいること。②税を完納していること。③保証協会の保証対象業種であること。④必要な許認可等のあること。⑤中小企業者であること。

経営改善計画の策定について

申込される方は、経営改善計画を策定し、認定支援機関の承認を得ることが必要です。計画について、①借換え実行後5年間程度の損益計画、②借入金の償還予定、③経営改善に向けた具体策を作成してください。

なお、計画策定について、江戸川区中小企業相談室では中小企業診断士等の専門家による無料相談を実施しています。利用を希望される方は下記問合せ先にご相談ください。

計画策定から融資実行まで



制度融資「都小口」との補助併用について（調布市）

東京都と連携して信用保証料の補助併用を行った場合、市が2分の1、東京都が2分の1それぞれ補助することができる制度がある。この制度の導入により、市負担額を軽減することができる。

利用条件

- (1) 調布市の「普通融資資金（調布小口）」の要件を満たしていること。
- (2) 東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たしていること

【東京都中小企業制度融資「小規模企業向け制度（小口）」概要】

① 融資対象

ア 都内に事業所（住居）があり、信用保証協会の保証対象となる業種を営んでいること。

イ 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。

ウ 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあつては、当該許認可等を受けている。または受けること。

エ 従業員数が製造業 20 人以下（卸・小売・サービス業は、5 人以下の事業者である）。

② 資金使途

運転、設備、併用

③ 融資限度額

1,250 万円（この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付き融資の合計が 1,250 万円以下になること。）

④ 返済期間

7 年以内（据え置き期間 6 ヶ月）

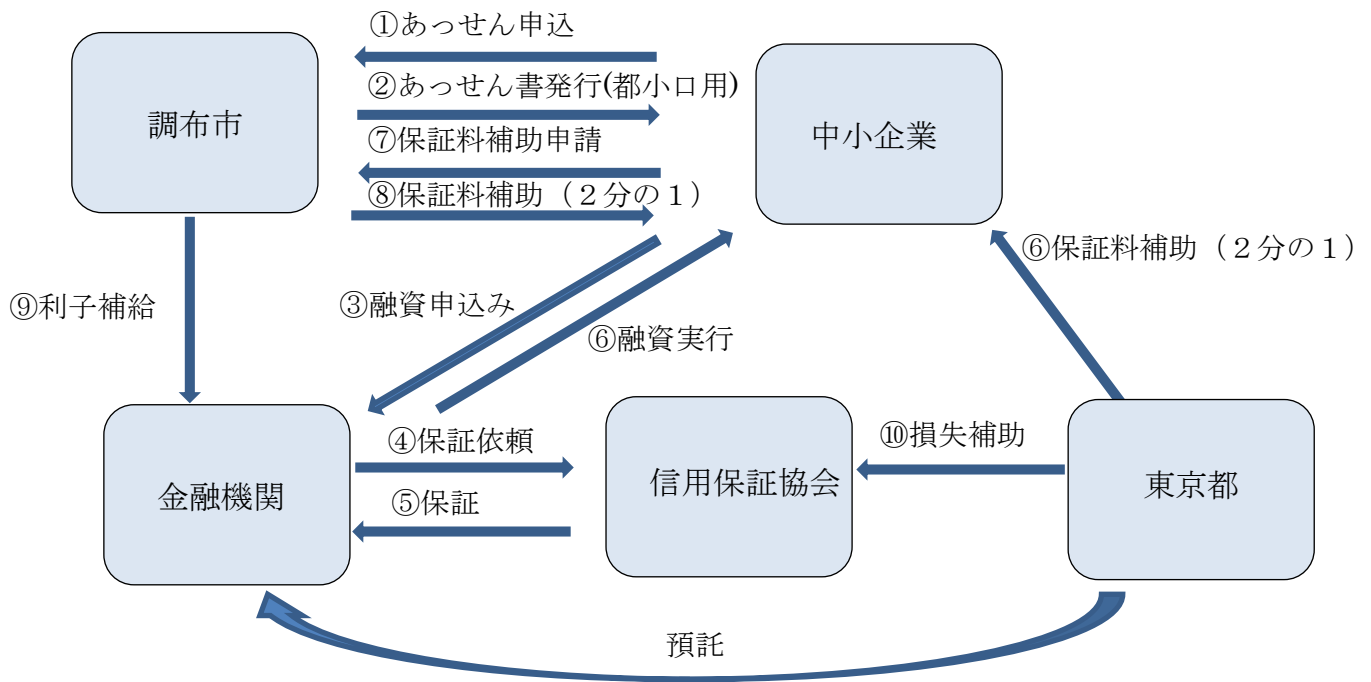
⑤ 金利

長期プライムレート利率（市が利子の 2 分の 1 を補助する。）

⑥ 信用保証

東京都信用保証協会の信用保証が必要（市が 2 分の 1、東京都が 2 分の 1 を補助）。

東京都と調布市が連携して実施している取組の流れ



【西東京市】平成 28 年度小口零細企業保証制度利用実績について

区 分	申 込		融 資 実 行	
	件数 (件)	金額 (万円)	件数 (件)	金額 (万円)
合 計	90	36,742	73	26,587
運転資金 (小口)	62	25,560	49	18,610
設備資金 (小口)	20	6,482	18	5,177
併用 (小口)	8	4,700	6	2,800

保証料補助 73 件 : 5,805,769 円